

## 平谷村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (25年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 498	千円 1,071,997	千円 94,399	千円 117,389	% 10.9	% 10.9

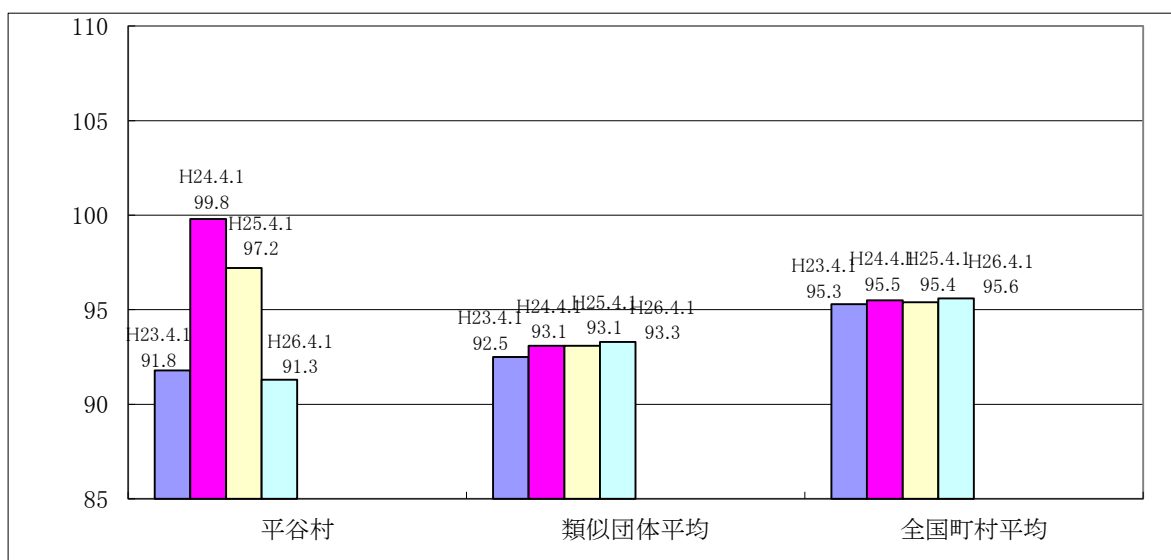
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
25年度	人 14	千円 36,593	千円 5,617	千円 13,110	千円 55,320

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 3,951	千円 5,334

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年 4 月 1 日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円	円	円 (%)	%	% 0.27	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月	月	月	月	月 4.10	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）【記入例】平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については最大4%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

実施なし

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
平谷村	40.8歳	287,100 円	319,900円	325,000円
長野県	43.4歳	335,400	421,308円	375,393円
国	43.5歳	335,000 円	—	408,472円
類似団体	42.2歳	301,845円	343,565円	327,931円

(注) 1 「平均給料月額」とは、○年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		平谷村	長野県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	円	139,600 円	—
	中学卒	円	円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

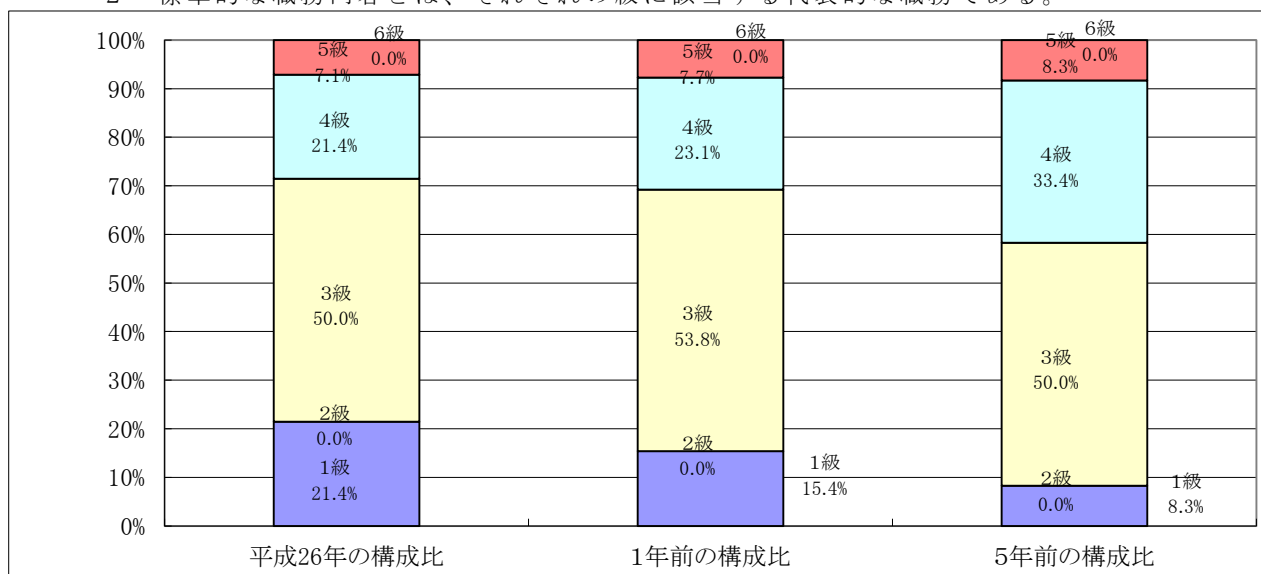
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円	円	374,300 円	円
	高校卒	243,100 円	292,400 円	330,900 円	368,300 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事の職務	3人	21.4%	135,600円	243,700円
2級	主任主事の職務	0人	0%	185,800円	307,800円
3級	課長補佐（4級に掲げられた課長補佐を除く）係長・主任の職務	7人	50%	222,900円	354,700円
4級	課長及び困難な業務を分掌する村長が定める課長補佐の職務	3人	21.4%	261,900円	388,300円
5級	困難な業務を所掌する村長が定める課長の職務	1人	7.2%	289,200円	400,600円
6級	5級に掲げられた職務で村長が特に定める課長の職務	0人	0%	320,600円	422,600円

- (注) 1 平谷村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成〇年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映については、人事評価制度も含め現在検討中となっております。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

平 谷 村	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 936 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,584 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.350月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 6級15% 5級・4級10% 3級5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・役職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

手当への勤務実績の反映については、人事評価制度も含め現在検討中となっております。

### (2) 退職手当(26年4月1日現在)

平谷村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 該当なし )	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置

(注) 退職手当該当者は、平成25年は該当なし

### (3) 地域手当(26年4月1日現在)

当地域は、対象区域外のため支給なし

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
運転手手当	患者輸送車、保育所通 所車の運転に従事する 職員に支給	運転手	0千円	1回につき、 患者輸送車200円 保育所750円
医療業務手当	診療所に勤務する医師 である職員に支給する	医師	0千円	1月につき、 1,000,000を超えない 範囲で村長が定める

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	915千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	65千円
支給実績（24年度決算）	656千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	47千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当		同		1784千円	178,400円
住居手当		同		0千円	0円
通勤手当		同		193千円	193,000円
管理職手当	課長職17,000			816千円	204,000円
休日勤務手当		同		0千円	0円
寒冷地手当		同		724千円	51,714円
宿日直手当		同		1185千円	84,642円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	412,840 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 750,000 円 / 515,000 円
	副 市 町 村 長	( ) 円	
報 酬	議 長	177,200 円	395,000 円 / 140,000 円
	副 議 長	115,600 円	310,000 円 / 115,000 円
	議 員	105,100 円	290,000 円 / 100,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(25年度支給割合) 2.95 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	備 考	412,840×0.44×在職月数 8,719,180	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

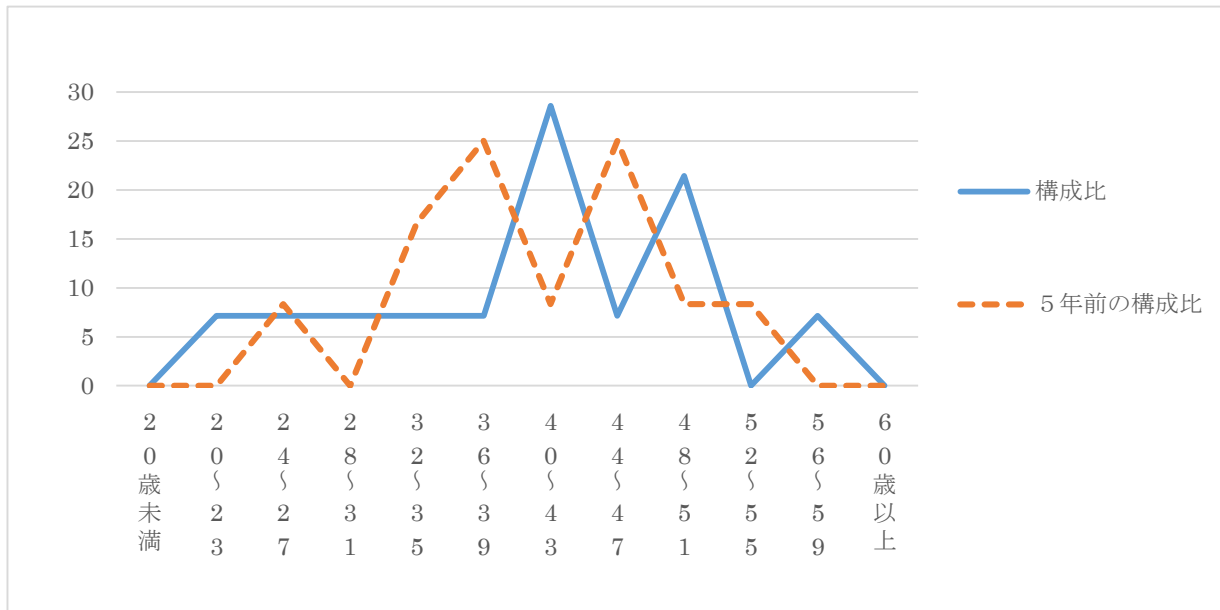
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	総 務	4	4		
		税 務	1	1		
		農 林 水 産	2	2		
		商 工	1	1		
		土 木	1	1		
民 生		2	2			
計	1	1	12	12	<参考> 人口1万人当たり職員数 229.44人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.76人)	
	教 育 部 門		2	2		
	消 防 部 門					
	小 計		14	14		<参考> 人口1万人当たり職員数 267.69人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 218.36人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		1	1	1	新規採用に伴う補充
	そ の 他		2	1		
	小 計		3	2		
合 計			17	16	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 325.04人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	1人	1人	1人	1人	4人	1人	3人	0人	1人	0人	14人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 部門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	11	11	12	11	12	12	1 (90.9%)
教育	2	2	2	2	2	2	0 (0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	13	13	14	13	14	14	1 (76.9%)
公営企業等会計計	2	2	3	3	2	3	1 (50%)
総合計	15	15	17	16	16		2 (133%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。